

## 公 示 送 達

地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者の公示送達をする。

なお、送達すべき書類は、大玉村役場税務課にて保管してありますので、申し出があれば交付いたします。

令和 8 年 7 月 1 日

福島県安達郡大玉村長 押 山 利 一



1. 送達を受けるべき書類の名称

令和 7 年度 村県民税特別徴収 (令和 8 年 5 月) 督促状

2. 送達を受けるべき者の氏名

株式会社 ディライトホーム